

しんきん「福祉プラン」

(平成30年4月2日現在)

資金使途	<ul style="list-style-type: none">・ お申込人のご親族のために必要な次の資金<ol style="list-style-type: none">① 介護用機器の購入・設置資金② お申込人のご親族が入居する老人ホームの入居一時金 (お申込人本人のための資金、支払先が申込人経営先であるものは対象となりません。)
融資対象者	<p>下記①～④までの条件を満たされる方</p> <ol style="list-style-type: none">① 金庫の営業区域に居住または勤務している方② 申込時年齢が満20歳以上の個人で保証会社(しんきん保証基金)の保証を得られる方③ 安定継続した収入のある方④ 当金庫所定の条件を満たされる方
融資金額	・ 500万円以内
融資単位	・ 1万円以上1万円単位です。
融資期間	・ 10年以内 (ご融資日から10年目の応答日の属する月の月末までを限度とします。)
融資金利	・ 当金庫所定金利となります。なお、変動金利型とし、当金庫長期プライムレートを基準として、毎年3月と9月の年2回見直しを行います。
返済方法	・ 毎月元利均等返済 (ボーナス払いも利用できます。融資額の50%以内で年2回の6ヶ月間隔といたします。)
連帯保証人	・ 原則不要です。
担保	・ 不要です。
保証料	・ 金庫所定金利に含まれております。
手数料	・ 融資手数料として200円(消費税別)が必要です。
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 申込みご本人である事を証明する書類(運転免許証、取得していない場合は健康保険証・パスポート・顔写真付住民基本台帳カード・運転経歴証明書)が必要です。・ 所得を証明する書類(公的所得証明書、源泉徴収票・確定申告書控のいずれか)が必要です。・ 見積書・注文書・請求書等、資金使途が確認できるものが必要です。・ ご融資金については、購入先等への振込みが条件となります。

<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務課（9時～17時、電話：0226-22-6830）にお申し出ください</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務課または全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
---------------------------	---

〈詳しくは店頭窓口へお問い合わせ下さい。〉